

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 1月27日
【届出者の氏名又は名称】	三井造船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【電話番号】	(03)3544-3174
【事務連絡者氏名】	企画本部 経営企画部 広報室長 木澤 厚夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三井造船株式会社 (東京都中央区築地五丁目 6番 4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三井造船株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社加地テックをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社加地テック

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）5,350,460株（株式所有割合（注）32.31%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、平成29年1月26日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、対象者株式につき、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注） 「株式所有割合」は、対象者が平成29年1月26日に公表した「平成29年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「平成29年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成28年12月31日現在の対象者の発行済株式総数17,180,000株から、平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数621,653株を控除した数（16,558,347株）を分母として計算しております（小数点以下第三位四捨五入）。以下同じです。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持し、対象者独自の事業運営を尊重する方針であることから、買付予定数の上限及び下限を3,094,540株（株式所有割合18.69%）としております。なお、本公開買付けにより買付予定数の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は8,445,000株（株式所有割合51.00%）となります。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,094,540株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,094,540株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者によって公表された平成29年1月26日付「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成29年1月26日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景

当社は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを基本理念としております。

この企業理念のもと、船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他IT・サービス関連など広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する“ものづくり企業”として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としております。

この基本方針に基づき、「顧客満足の向上」、「従業員尊重」、「社会発展への寄与」、「利益追求」を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーに対して、企業として継続的に存続する価値を評価されるよう努めております。そのために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持に取り組んでおります。

当社は、平成29年に創立100周年を迎えるにあたり、平成28年2月、当社が目指す将来像や方向性、今後の10年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」を策定、発表いたしました。「MES

Group 2025 Vision」では、当社グループが社会に貢献する領域として「環境・エネルギー」、「産業・社会インフラ」、「海上物流・輸送」の三つの分野を特定し、これらの分野におけるビジネスに当社の経営資源を集中的に投入していくことを唱えています。本公開買付けにより一層の強化を図る往復動圧縮機（Reciprocating compressor。以下「RC」といいます。）事業は、これら全ての分野に導入されるキーコンポーネントとして当社の機械事業の重要な柱と位置づけております。とりわけ当社においては、昭和35年にRCの製造を開始して以来、主にオイル&ガス業界向けの大型RCを製造・販売しております。

一方、対象者は、明治38年に繊維機械メーカーである加地鉄工所として大阪市内で創立され、昭和9年に株式会社加地鉄工所に改組、昭和37年に大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。昭和39年には現在の本社・工場である美原工場が完成し、本社を現在地に移転、平成3年には社名を現在の株式会社加地テックに変更しております。現在は、空気・各種ガスの高圧・超高圧の小型RCを主力製品とし、さまざまな用途に使用されるRCを世界に供給しているほか、水素ガスを1,100気圧まで昇圧可能にした空冷オイルレスRCの開発を成功させるなど、その高い技術力は幅広い分野の需要家から評価されています。

当社は、対象者の主力製品である高圧・超高圧の小型RCの取扱いによる水素ステーション分野（燃料電池自動車への燃料供給設備）への進出、海洋向けRCなどの共同開発による新規事業の創出、対象者の小型RCと当社の大型RCをパッケージ化することによるオイル&ガス業界での事業拡大等、両社の協力関係を構築し、長期的な見地から両社のRC事業の拡大を目指すために、平成27年1月30日付にて対象者との間で、RC事業における以下の諸項目の協働を骨子とした資本業務提携基本契約（以下「資本業務提携基本契約」といいます。）を締結の上、同日、市場外の相対取引により丸紅株式会社から対象者株式5,350,460株（当時の議決権割合32.48%）を取得価額2,487,054,322円で取得して対象者を持分法適用関連会社とし、爾来、両社のRC事業の拡大に向けた取組みを進めてまいりました。

- (a) 技術・海外顧客等の当社経営資源を活用した対象者の新規・海外事業の拡大
- (b) 両社合わせた製品ラインアップの充実による、環境変化に動じない強固な事業基盤の構築
- (c) 共同技術開発による新製品・事業モデルの創出を梃子にしたRC事業の拡大
- (d) 人材の交流・融通を通じたノウハウの共有による組織力の強化
- (e) 材料・部品購買に関する共同施策によるコスト低減と業務効率化

当社及び対象者は、資本業務提携基本契約に基づき、両社のRC事業において、水素ステーション向け超高圧RCや海洋向けRCでの技術交流と拡販、及びオイル&ガス業界の当社の海外顧客に対する対象者小型RC拡販など、相互の事業拡大に向け協力してまいりました。また、当社及び対象者は、両社タスクフォースチームによる、営業、設計、購買、製造、品質保証、アフターサービス等に関する具体的な協働プログラムの推進、及び人材交流及び人的資源の相互活用並びに協働に基づく人材育成等の施策を実施することにより、シナジーを創出するとともに、相互の信頼関係の醸成が進むなど、両社の提携関係は一定の成果を挙げております。

他方で、資本業務提携基本契約に基づく提携の骨子である上記協働を実際に進める中、次第に次のような課題が浮かび上がり、当社が対象者を持分法適用関連会社とする現在の資本関係に基づく提携の限界も見えてまいりました。

・事業戦略の統合の必要性

同じRC事業とはいえ、両社の主たる対象市場が異なる（当社はオイル&ガス業界向け、対象者は一般産業向け及び水素関連）ため、両社の販売戦略（顧客への直接販売、あるいは代理店活用）、開発戦略（開発テーマの優先順位付け）等の差異が当初の想像以上に大きく、当社としては資本業務提携基本契約に基づく提携の実効性を高め、両社のRC事業をトータルで拡大していくためには、両社協働プログラムに基づく個別の相互協力アクションの遂行で満足するのではなく、両社の事業戦略自身を統合することが必要ではないかと考えるに至りました。

・両社人材の最適配置の必要性

必ずしも各社の人的資源が十分ではない中、両社において同時並行的に戦略アクションが実行されるため、当社としては、両社において、一時的な人的交流に止まらず、両社の人材全体を俯瞰して両社のRC事業トータルで最適となる人員配置を可能にする体制が必要であると考えております。

・シナジーの一層の追求とグループとしてのRC事業の一体化推進の必要性

現状の両社タスクフォースチームによる協働プログラムが各社事業の強化及び弱点の克服に現に貢献している一方、現下の共同作業における両社の視点が概して自社事業の拡大に止まり、両社の協働によってこそ

創出し得る領域に至っていないのも事実であります。当社としては、資本業務提携基本契約に基づく提携関係の真の果実を享受するためには、両社RC事業のシナジーを一層追求し、グループとして一体化した形でRC事業を共同運営していくことが不可欠であると判断した次第です。

原油価格の大幅な変動、中国やブラジルをはじめとする新興国経済の変調等、両社の資本業務提携基本契約締結後に事業環境が著しく変化中、両社がRC事業における熾烈な競争を勝ち抜き、両社が将来にわたって永続的に企業価値を向上させていくためには、以上の新たな課題を克服し、既存の事業領域の環境変化に機敏に対応、あるいは時代のニーズに合致した新製品を継続的に創出し、両社の経営資源を最大限に融合させ有効に活用した事業展開を図っていくという戦略目標が不可欠であります。

当社は、上記の現在の資本関係に基づく提携の限界に関する認識の下に、今後の協力関係について対象者と協議を重ね、平成28年8月中旬に、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化に関する提案を行いました。その後、当社は、同年10月中旬から12月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施の上、同年12月上旬以降、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件等について、協議を重ねてまいりました。当社は、当該協議の結果を踏まえ、対象者株式を追加取得して対象者を当社の連結子会社とすることにより、両社間の協力関係を円滑にすることが、上記の戦略目標を対象者と共有し、現実に達成するために必要な方策と判断したことから、今般、平成29年1月26日開催の取締役会において、対象者株式を本公開買付けにより取得することを決議した次第です。当社は、対象者を当社の連結子会社とし、両社の事業戦略を統合し、RC事業の一体運営を行うことで、RC事業の更なるシナジーの実現が可能となり、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上が期待できると判断しております。具体的なシナジーとしては、事業戦略の共有と営業・設計・開発要員の最適配置による海外市場、特にアジア・中東市場における販路の拡大と設計・開発の効率化及びスピードアップ、材料・部品等の共同購買の深化による製造コストの更なる低減、当社ネットワークを活用した対象者アフターサービス事業、特に海外におけるアフターサービスの拡大等を見込んでおります。

なお、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施に当たっては、当社が本公開買付けにより対象者株式を追加取得した後の株式所有割合を51.00%（追加取得後の保有株式総数8,445,000株）に設定しております。

対象者が今日の地位を築いた大きな要因として、上場企業として独立自尊の風土を背景とした高い技術力や製品開発力が挙げられます。対象者株式の上場を維持することは、対象者の経営の自主性を維持し、こうした独立自尊の風土の毀損を防ぐだけでなく、高い技術力や製品開発力に基づいた独自の事業展開も可能にさせ、対象者の事業を拡大していくために重要な要素と認識しております。

本公開買付けによる対象者株式追加取得後の株式所有割合の上限値（51.00%）につきましては、現下の両社の協働における課題を解決し両社RC事業のシナジー拡大を図ることができる一方、対象者の強みを継続して活かすことが出来る値と考えております。

本公開買付け後の経営方針

上記「本公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、当社及び対象者は、既に両社タスクフォースチームによる協働プログラムを開始しており、一定の効果を挙げておりますが、対象者は、当社の子会社となることにより、海外を含む販路の拡大、新製品の開発や用途開発、製造コストの低減等の面で、当社が持つ情報や技術及びノウハウをより戦略的に活用できるようになります。これまでの成果である各社RC事業の強化、拡大に加え、統合された事業戦略に基づく事業の一体運営を行うことにより、グループとしてのRC事業の競争力の向上と新規事業領域の創出を実現させることができるようになるものと見込んでおります。

当社は、3年ごとに中期経営計画（以下「中計」といいます。）を策定し、中期的視点に立った経営を行っており、平成29年度は、「MES Group 2025 Vision」を踏まえた新たな中計がスタートする事業年度となります。現在、同中計の策定を進めているところでありますが、一方、対象者も平成28年度が現中計の最終年度であることから、平成29年度からの新たな4ヶ年の中計の策定作業を開始しているとのことです。本公開買付けを機に両社の事業戦略に関する協議を深め、両社の中計を協働して策定することにより、両社のRC事業運営の一体化を実効性のあるものとする事ができるものと考えております。さらに、両社単年度事業計画において同中計を具体的な施策に落とし込み、更なるシナジーを具体的に創出してまいります。

なお、対象者の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業の発展に尽力願いたいと思っております。特に経営陣につきましては、取締役会メンバーの継続性が重要と認識しており、対象者のプロパーの役員には留任を頂くことを予定しております。なお、当社から対象者に対する追加的な取締役の派遣については現時点で未定です。また、対象者からは、本書提出日現在、対象者の社外監査役である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏並びに対象者の補欠監査役である三宅一徳氏がいずれも公開買付けの従業員であるため、本公開買付けの決済日後に社外監査役の要件を満たさなくなることに伴い、本公開買付けが成立した場合、平成29年3月16日に、臨時株主総会を開催し、同人らに代わる監査役2名（飯塚芳正氏、多田敏夫氏）及び補欠監査役1名（岩水勝彦氏）を選任する予定であり、当該監査役及び補欠監査役が選任された場合、当該臨時株主総会終結時をもって阿部昌彦氏及び宇

治田政利氏が対象者の監査役を辞任し、また三宅一徳氏が補欠監査役を辞任する予定であるとの説明を受けております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式5,350,460株（株式所有割合32.31%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対し当社から取締役3名及び監査役2名を派遣している状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が大和証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）に対して、対象者株式の価値算定を依頼し、平成29年1月25日付で株式価値算定報告書を取得したとのことです。なお、デロイトトーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者はデロイトトーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

デロイトトーマツは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、対象者株式の価値を算定しているとのことです。デロイトトーマツが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法：273円～282円
DCF法：299円～420円

市場株価法では、平成29年1月25日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値282円、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から算定基準日までの終値単純平均値276円（小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算について同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値274円、直近3ヶ月間の終値単純平均値275円、直近6ヶ月間の終値単純平均値273円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を273円から282円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画（かかる事業計画には、対象者が平成29年1月19日に公表した業績予想修正を織り込んでいるとのことです。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年10月以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を299円から420円までと分析しているとのことです。

なお、デロイトトーマツが算定に用いた対象者の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年3月期に国内市場において拡販を見込んでいた燃料電池車を主体とする水素ビジネス関連事業のうち、水素ステーションの設備投資実施件数が当初見込みより減少したことに加え、操業度の低下により製品原価が増加したことにより採算が悪化したことから、営業利益が340百万円と予想しているとのことです。平成30年3月期は、原油価格上昇による設備投資の回復、飲料関連（ペットボトル成型用圧縮機）需要の増加、水素ステーション以外の水素サプライチェーン向け各種圧縮機の需要増加により、営業利益は平成28年3月期と同レベルである500百万円前後と見込んでおり、前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。なお、その他の事業計画期間については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

デロイトトーマツは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

デロイトトーマツの分析は、平成29年1月25日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における透明性及び公平性を確保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

対象者は、資本業務提携基本契約締結後の原油価格の低迷によるオイル&ガス業界の設備投資意欲、水素ステーション向け市場の動向など、対象者を取り巻く事業環境が著しく変化中、その変化に対応すべく、当社との間で、本公開買付け価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってきたとのことです。なお、対象者は、このような協議・検討の過程で、本「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定報告書を取得し、また、対象者のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所から法的助言を得ているとのことです。

上記協議・検討の結果、対象者は、対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社になり、両社の事業戦略を統合し、より一層RC事業の一体運営を進めることで、当社が得意とする海外事業、特にアジア・中東市場における販路の拡大、海洋向け関係も含めた幅広い事業分野における時代のニーズに合致した新製品の共同開発、大規模な生産設備の活用、総合的見地に立った人的資源の相互活用等、更なるシナジーの深化が可能となることから、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格は、平成29年1月25日にデロイトトーマツより取得した株式価値算定報告書に示された算定額のうち、市場株価法による算定額（273円～282円）の範囲を上回り、DCF法による算定額（299円～420円）の範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、平成29年1月26日開催の対象者取締役会において、対象者取締役9名のうち、以下のとおり本公開買付けについて利害関係のある3名を除く取締役6名の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名のうち、以下のとおり本公開買付けについて利害関係のある2名を除く対象者監査役1名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明しているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、上田成樹氏は当社から出向しており、また、岡良一氏及び山本聡氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち、阿部昌彦氏及び宇治田政利氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議には一切参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによる応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、対象者と対応方針を協

議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、買付予定数の上限を3,094,540株（株式所有割合18.69%）として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け後の当社の対象者株式の株式所有割合は最大で51.00%に留まり、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所市場第二部における上場は維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成29年1月27日（金曜日）から平成29年3月9日（木曜日）まで（30営業日）（以下「公開買付期間」といいます。）
公告日	平成29年1月27日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金364円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成29年1月24日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：273円～275円 DCF法：355円～405円</p> <p>市場株価法では平成29年1月24日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値273円、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から基準日までの終値単純平均株価273円（小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均株価の計算について同様です。）、過去1ヶ月間の終値単純平均株価273円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価275円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価273円を基に、273円から275円までと算定されております。</p> <p>また、DCF法では平成29年3月期から平成33年3月期の対象者の事業計画（かかる事業計画には、対象者が平成29年1月19日に公表した業績予想修正を織り込んでおります。）に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成28年10月以降生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に、355円から405円までと算定されております。なお、上記の事業計画期間において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、平成29年3月期に国内市場において拡販を見込んでいた燃料電池車を主体とする水素ビジネス関連事業のうち、水素ステーションの設備投資実施件数が当初見込みより減少したことに加え、操業度の低下により製品原価が増加したことにより採算が悪化したこと等から、営業利益の大幅な減少を予想しているとのことですが、平成30年3月期は、平成28年3月期と同水準にまで回復すると見込まれることから、前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのこと。なお、その他事業計画期間について、大幅な増益を見込んでいる事業年度はございません。</p> <p>当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の結果のほか、当社において平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成29年1月26日、本公開買付価格を364円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格364円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（282円）に29.08%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）を、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日までの終値単純平均株価（276円）に31.88%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成28年12月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（274円）に32.85%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成28年10月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（275円）に32.36%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成28年7月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（273円）に33.33%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。</p>

	<p>また、本公開買付価格364円は、本書提出日の前営業日である平成29年1月26日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（283円）に28.62%のプレミアムを加えた額に相当します。</p> <p>なお、当社は、平成27年1月30日に、丸紅株式会社から、市場外取引により対象者株式5,350,460株を1株当たり464.83円で取得しております。本公開買付価格（1株当たり364円）と当該取得価格（464.83円）の間には、100.83円の差異が生じております。これは、当該取得価格と本公開買付価格それぞれの価格決定時期の相違により対象者株式の市場株価が異なることに加え、当該取得価格が取得日の前営業日である平成27年1月29日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（470円）に1.1%のディスカウントを行った額であるのに対し、本公開買付価格は、上記のとおり、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（282円）に29.08%のプレミアムを加えた額であるためです。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、平成28年12月下旬に、対象者に対して本公開買付けに関する概要、背景、メリットの説明を行うとともに、対象者に対し、かかる提案が平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向等を踏まえた提案であることを説明し、公開買付価格を1株当たり358円としたい旨の提案を行いました。当該提案に対して、対象者からは、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否の理由から、公開買付価格の引き上げ要請がありました。その後、以下の検討に加え、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募の見通し、平成29年1月24日に大和証券から受領した本株式価値算定書等を総合的に勘案し、本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>（本公開買付価格の検討）</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社は、平成29年1月24日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：273円～275円 DCF法：355円～405円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたって大和証券から取得した本株式価値算定書の結果を踏まえつつ、当社において平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等を総合的に勘案し、平成29年1月26日、本公開買付価格を364円と決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,094,540 (株)	3,094,540 (株)	3,094,540 (株)

- (注1) 本公開買付けにより買付予定数の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式が8,445,000株(株式所有割合51.00%)となるように買付予定数の上限及び下限を設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,094,540株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,094,540株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,094
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(d)	5,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)	46
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(j)	16,460
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	18.69
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	51.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,094,540株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年11月14日に提出した第84期第2四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(17,180,000株)から、平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者の保有する自己株式数(621,653株)を控除した株式数(16,558,347株)に係る議決権の数(16,558個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人兼特別口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

(注1) 本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表）
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

- b 顔写真のない本人確認書類
 - ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りません。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,126,412,560
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,170,412,560

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,094,540株)に本公開買付価格(364円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	17,076,002
計(a)	17,076,002

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

17,076,002千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成29年3月16日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,094,540株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,094,540株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)を減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日まで公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月28日 関東財務局長
に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月11日 関東
財務局長に提出

事業年度 第114期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月10日 関東
財務局長に提出予定

八【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

三井造船株式会社
（東京都中央区築地五丁目6番4号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,434(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5,434		
所有株券等の合計数	5,434		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式621,653株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数38個が含まれております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,350 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	5,350		
所有株券等の合計数	5,350		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	84 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	84		
所有株券等の合計数	84		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式621,653株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数38個が含まれております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
【特別関係者】

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	株式会社加地テック
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地
職業又は事業の内容	圧縮機事業
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	砥上 剛
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	中澤 敬
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	岩澤 勇三
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	伊藤 芳輝
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	石原 祥行
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	上田 成樹
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年1月27日現在)

氏名又は名称	豎 英己
住所又は所在地	大阪府堺市美原区菩提6番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社加地テック 管理本部 人事総務部長 立花 勝 連絡場所 大阪府堺市美原区菩提6番地 電話番号 072-361-0881
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
株式会社加地テック

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式621,653株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

砥上 剛

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	11		
所有株券等の合計数	11		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 砥上剛氏は、小規模所有者に該当いたしますので、砥上剛氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、砥上剛氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(11,623株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数11個を含めております。

中澤 敬

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 中澤敬氏は、小規模所有者に該当いたしますので、中澤敬氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、中澤敬氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(5,810株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数5個を含めております。

岩澤 勇三

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18		
所有株券等の合計数	18		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 「所有する株券等の数」には、岩澤勇三氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(13,067株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数13個を含めております。

伊藤 芳輝

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	28(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	28		
所有株券等の合計数	28		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 「所有する株券等の数」には、伊藤芳輝氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(6,176株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数6個を含めております。

石原 祥行

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	16		
所有株券等の合計数	16		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 石原祥行氏は、小規模所有者に該当いたしますので、石原祥行氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、石原祥行氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(16,099株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数16個を含めております。

上田 成樹

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上田成樹氏は、小規模所有者に該当いたしますので、上田成樹氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、上田成樹氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(4,150株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個を含めております。

豎 英已

(平成29年1月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 豎英已氏は、小規模所有者に該当いたしますので、豎英已氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年1月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、豎英已氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(2,072株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の概要	平成26年3月期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成27年3月期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成28年3月期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
対象者による公開買付者への資金の預託(注)	-	500,000	1,600,000
公開買付者による対象者への資金の預託から発生する利息の支払い	-	28	5,866
対象者による公開買付者への圧縮機及びその周辺部品の販売	330	24,165	120,346

(注) 「対象者による公開買付者への資金の預託」(「対象者による公開買付者への資金の預託」により、預託された資金を以下「預託資金」といいます。)については、事業年度毎の預託資金の期初残高と期末残高の差を取引金額として記載しています。なお、平成27年3月期における預託資金の期末残高は、500,000千円であり、平成28年3月期における預託資金の期末残高は、2,100,000千円となります。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成29年1月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、上田成樹氏は当社から出向しており、また、岡良一氏及び山本聡氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公平性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、上記取締役会では、当社の従業員である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏の2名を除く対象者の監査役1名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明しているとのことです。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第二部						
	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月
最高株価	315	309	270	278	293	295	285
最低株価	297	265	263	265	239	268	270

(注1) 平成29年1月については、1月26日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 近畿財務局長に提出

事業年度 第83期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月28日 近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日 近畿財務局長に提出

事業年度 第84期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月14日 近畿財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社加地テック
(大阪府堺市美原区菩提 6 番地)
株式会社加地テック東京支社
(東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号 高田馬場アクセス)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 業績予想の修正について

対象者は、平成29年 1 月19日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成29年 3 月期通期個別業績予想数値の修正 (平成28年 4 月 1 日 ~ 平成29年 3 月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	6,000	480	480	320	19.32
今回修正予想 (B)	5,000	340	340	230	13.89
増減額 (B-A)	1,000	140	140	90	-
増減率 (%)	16.7	29.2	29.2	28.1	-
(ご参考) 前期実績 (平成28年 3 月期)	5,424	500	504	319	19.28

(2) 「平成29年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、平成29年 1 月26日に平成29年 3 月期第 3 四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成29年 3 月期第 3 四半期累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年12月31日)
売上高	3,144,437千円
売上原価	2,295,464千円
販売費及び一般管理費	667,878千円
営業外収益	9,031千円
営業外費用	1,622千円
四半期純利益	125,534千円

1 株当たりの状況

会計期間	平成29年3月期第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日至平成28年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	7.58円
1 株当たり配当額	

(3) 臨時株主総会の開催について

対象者の社外監査役である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏は当社の従業員であり、本公開買付けが成立した場合は、当社が対象者の親会社に該当することになることから、社外監査役の要件を満たさなくなり、その場合、対象者の社外監査役が不在となる可能性があります。同様に、対象者の補欠監査役である三宅一徳氏も当社の従業員であり、本公開買付けが成立した場合は、当社が対象者の親会社に該当することになることから、同氏は、対象者の社外監査役が欠けた場合の代わりになりえないこととなります。

従って、対象者は、上記社外監査役及びその代わりとなる補欠監査役が不在となる事態に備えるため、本公開買付けが成立した場合は、平成29年3月16日に臨時株主総会を開催し、上記社外監査役の代わりとなる監査役2名及び上記補欠監査役の代わりとなる補欠監査役1名を選任する予定とのことです。なお、本公開買付けが成立し、当該監査役及び補欠監査役が選任された場合は、同臨時株主総会の終結時をもって、阿部昌彦氏及び宇治田政利氏が対象者の監査役を辞任し、また三宅一徳氏が補欠監査役を辞任する予定とのことです。

詳細につきましては、対象者が平成29年1月26日に公表した「臨時株主総会の招集、臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案決定並びに社外監査役及び補欠監査役の辞任に関するお知らせ」をご参照下さい。